## 死亡届を出された方へ

このたびのご親族のご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。 亡くなられた後の手続きに必要な各課のご案内です。 市役所へお越しの際は、下記のうち該当するものをお持ちいただきますようお願いします。

## お持ちいただくもの

	~	関係する手続き	持ち物	担当課 電話番号	窓口番号
国民年金		国民年金 厚生年金…各事業所または年金事務所 共済年金…勤務先または各共済組合	国民年金を受けている人が亡くなった ときは、すみやかに年金担当に届けて ください。(年金事務所への届出が必要 な場合もあります。)	保険年金課 (国民年金) (072- 483-7792)	<b>21</b> 本庁 1階
介護保険関係		介護保険 資格喪失届を申請してください。 保険証、各種認定証(お持ちの方のみ) を返還してください。	□介護保険証 □各種認定証(お持ちの方のみ)	長寿社会推進課 (介護保険係) (072- 483-8251)	<b>23</b> 別館 1階
障害•医療•手当関係		身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特別障害者手当等・特別児童扶養手当・重度障害者(児)医療返還届・資格喪失届を申請してください。	□印鑑 □各種手帳 □各種医療証 □各種受給者証	障害福祉課 (障害福祉係) (障害医療係) (072- 483-8252)	44 45
		子ども医療・ひとり親家庭医療・児童手当・児童扶養手当 資格喪失届を申請してください。	□印鑑 □各種医療証 □児童扶養手当証書	家庭支援課 (子ども給付係) (072- 483-3472)	<b>26</b> 本庁 1階
税金関係		市民税 軽自動車税(バイク含む) 固定資産税 納税義務者ならびに所有者が亡くなら れた場合、手続きが必要です。	【相続人代表者指定(変更)届の手続き】 □本人確認書類(相続人代表者) □印鑑(相続人代表者) 【原動機付自転車(125cc 以下)・小型特殊自動車の廃車・名義変更手続き】 □申告済証(紛失の場合は、車台番号の石刷り) □ナンバープレート	税務課 (市民税) (072- 483-9031) 税務課 (固定資産税) (072-	7 标階 8
			□ けった □ けった □ 日鑑 (所有者・新所有者・代理人) ※泉南市内の方に名義変更される場合、ナンバープレートの引継ぎ可。 【税金の引き落としなどの口座を変更する場合】 □ 預貯金通帳 □銀行印	税務課 (収納・管理係) (072- 483-9033)	本庁 1階 <b>9</b> 本庁 1階
上下水道		水道・下水道の使用者変更・ 使用中止の手続き ※手続きがない場合、使用していなく ても料金等が請求され続けます。	お客様番号をお知らせください。 ※不明な場合は、所在地と使用者氏名をお知らせください。	泉南水道センター (072-482-060	

## □その他

- ○不動産を所有されている方がお亡くなりになられた場合、相続登記が必要となりますので、大阪法務局 岸和田支局 (072-438-6501) までお問い合わせください。
- ○年の中途でお亡くなりになられた場合、相続人等がご本人に代わって行う準確定申告が必要な場合があります。詳しくは泉佐野税務署(072-462-3471)までお問い合わせください。
- ○相続等により、「森林の土地」を新たに取得した場合は事後の届出が必要ですので、産業観光課 (072-483-9974) までお問い合わせください。